

保安図・災害月報の提出について

【保安図の提出】

鉱山保安法第42条及び鉱山保安法施行規則第47条に基づき保安図(令和7年6月末現在)の複本を令和7年8月末日までに提出していただきますようお願いいたします。なお、保安図の複本の作成・提出等に関しましては、下記の事項を遵守していただきますようお願いいたします。

1.保安図の作成時点及び提出期限

- (1)保安図の作成時点 令和7年6月末日現在のもの
- (2)保安図の複本の提出期限 令和7年8月末日までに

2.保安図作成に際して遵守する事項

- (1)鉱山保安法施行規則第47条第2項で定める事項を記載すること。
- (2)平面図、断面図を作成し、両図面の整合性(標高、傾斜等)をとること。
- (3)施設の配置が適切に配置される縮尺とすること。
- (4)鉱業実施区域の範囲(鉱業用地)を明示すること。
- (5)露天採掘場、選・砕鉱場、捨石、沈殿物の集積場、鉱業廃棄物の埋立場、燃料油貯蔵所、油脂類貯蔵所、火薬類受渡箇所、消火設備等の保安に必要な事項を記載すること。なお、届け出した特定施設(砕鉱場、貯鉱場など)は、わかるように施設名称を付記すること。
- (6)排水系統(流水方向、最終排水口、沈澱池等)を明記すること。
- (7)平面図の主要な箇所に「標高」を記載すること。
- (8)前回提出から採掘・埋戻した範囲を色分けすること。
- (9)鉱区外表土除去範囲は、色分け等により明確にすること。
- (10)鉱区線は明確にすること。(赤線)
- (11)鉱山道路は明確にすること。(彩色する。)
- (12)鉱山周辺にある鉱業法第64条に規定している公共の用に供する施設及び建物を記載すること。
- (13)鉱山記号で定められていない施設等は必ず凡例に示すこと

※なお、採掘を実施していない等、既に提出している保安図に変更がない場合には、その旨を那覇産業保安監督事務所長に申し出て下さい。その場合、保安図の提出は必要ありません(鉱山保安法施行規則第47条第1項ただし書)。

【災害月報の提出】

鉱山保安法第41条第2項及び鉱山保安法施行規則第46条第2項に基づく災害月報は当月分を翌月末まで(例:6月分は7月末まで)に監督事務所に提出することになっています。法律に定められている行為であり、罰則もありますので遅れないよう提出してください。

なお、令和2年2月1日より、保安ネットを利用した電子届出での受付を開始していますので、保安ネットのご活用をお願いいたします。

※令和7年5月末現在、管内では約4割の鉱山が保安ネットを活用しています。

Q. 保安ネットとは？

A. 産業保安・製品安全関連法令に関する申請手続きを、窓口に行かなくても

オンラインで記入・申請・審査状況の確認、交付される通知の確認が行えるシステムです。

「**GビズID**」があれば、誰でも簡単に利用することができます！

保安ネットでできること(鉱山保安法)

- ・災害月報
- ・作業監督者選任(解任)届出※
- ・工事計画届出※
- ・保安規程の制定(変更)の届出※
- ・特定施設の使用開始又は廃止の届出※
- ・保安統括者、保安管理者の選任(解任)の届出※
- ・保安図の複本の提出※
- ・保安図の複本の提出省略の申し出※ など

※届出書類(PDF)を保安ネット経由で提出する「簡易申請」となります。

保安ネット

保安ネットポータルサイトはこちら▶
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/index.html

保安ネットは、産業保安・製品安全関連法令に関する申請手続きを窓口まで行かなくてもオンラインで記入・申請・審査状況の確認、交付される通知文書の確認が行えるシステムです。



gBizID

GビズIDについてはこちら▶
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

GビズIDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。
GビズIDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。(所管：デジタル庁)

